

議会運営委員会会議録

(令和8年5月28日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和8年5月28日（木）
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原 田 達 也	副委員長	鷹 野 正 志
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	金 繁 典 子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉 田 茂 生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土 居 章 二	主幹	尾 川 美 保
--------	---------	----	---------

説明のため出席した者

（総務課）

課長 濱 哲 也

（企画財政課）

課長 山 本 光 伸

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- （１） 議事日程について
- （２） 一般質問の方法について（通告順）
- （３） 議案の概要説明とその取扱いについて
- （４） 請願・陳情等の取扱いについて
- （５） 追加議案について
- （６） 各委員会等の開催について
- （７） その他

開 会	10時00分
閉 会	10時46分

○**鷹野副委員長** 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、6月定例に伴います議会運営委員会を開会いたします。

まず最初に、委員長、挨拶をお願いいたします。

○**原田委員長** 皆さん、おはようございます。本日、議会運営委員会の開催ということで、御案内をいたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

今日の議会運営委員会は、来月の3日から6月定例が始まりますので、その6月定例の内容について、皆さんで協議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**鷹野副委員長** ありがとうございます。それでは、これからの協議につきましては委員長の進行をお願いいたします。

○**原田委員長** それでは早速、協議事項に入ります。

まず、1番目といたしまして、議事日程についてですが、会議録署名議員は、1番の山本議員、そして2番の田中議員をお願いいたします。

そして、会期の日程なんですけど、6月3日から6月12日の10日間です。

次に、諸般の報告なんですけど、議長活動状況報告は6月3日の初日に行います。そして、例月出納検査報告も初日に行います。そして、請願・陳情等の取扱い報告も初日に行います。

続いて、議員派遣結果報告も初日に行いますが、これにつきましては、議長から研修名を述べた上で、お手元に配付のとおりと報告していただきたいと思いますので、これでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○**原田委員長** じゃあそうします。

続いて、一般質問の方法についてですが、質問は通告順に行うということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○**原田委員長** 7名、今のところ7名の方から出ております。この一般質問について、皆さん、一応目を通していただいたと思いますけど、何かお気づきの点や確認等がありましたら御意見を伺いますが、どうでしょうか。ありませんかね。

(「ありません」と言う者あり)

○**原田委員長** そして、説明用資料持込み使用申出について、金繁議員から、資料パネル1枚の申出がありました。資料は申出のとおり、確認事項・留意事項を守って使用するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○**原田委員長** そして、今回、質問者が7名のため、別日程とするか、それとも初日に全員行い、5時を過ぎるようであれば時間延長とするかを、協議を願いたいと思います。

どうしましょかねこれ、7名ですので、3日と4日に分けてやるのか、もう初日に7名済みますのか、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 本音は全部やりたいところなんですけど、やはり後のことを考えると、ちょっと無理かなと思いますので、初日に5人して、あと、2日目に2人でいいかなと私は思います。

○**原田委員長** 今、嘉喜山委員から、初日に5人、そして2日目に2人という案が出ましたが、ほかに何か御意見ございませんか。

尾崎委員。

○**尾崎委員** 私も嘉喜山委員と同じ意見なんですけれども、3日の日に5名行って、そして、追加日程ですね、例えば翌日の6月4日に設けて、残りの2名をここで行うと、調整してはどうかと思います。その上で、一般質問と併せて、追加日程の日に議案審議を行うと、これについて

は過去の実績から言うてもそういうケースはありますので、規則上も問題はないかなと思います。

最終日、12日ですね、残る議案が、そうすると非常に少なくなる可能性もありますけれども、この点についても問題はないかなと思います。ただ、最終日の議案の構成については、やっぱり体裁の面も含めて、今日、議運の中で、どこまで追加日程のときにやって、残りはどれだけの議案をやるかというところは、ある程度決めておったほうがいいのかなと思います。

○原田委員長 尾崎委員も初日に5人、2日目に2人という御意見なんですが、ほかはどうですかね。

金繁委員。

○金繁委員 私もそれでいいと思います。何回かここで提案させていただいた、議案を一般質問の日と分けるという点なんですけど、今、議運で委員会制度の調査をしていて、その視察先を参考にさせていただくと、やはりその一般質問と、議案の審議、議決の日というのは別にしていくところが多いので、今後、また6月に徳島のほうにも視察に行きますので、町村議長会のほうの皆さん、各議員のテーブルに置かれていた冊子を見ても、やはり余裕を持った審議、議決、日程をとということが書かれてありましたので、それはまた今後、こちら、議運のほうで視察した結果も踏まえて、改めて話し合えたらと思いますがいかがでしょうか。

○原田委員長 という意見で。

池田委員。

○池田委員 皆様と同じで、2日に分けてということ。

○原田委員長 5人と2人でいいですかね。

鷹野副委員長もいいですかね。

○鷹野副委員長 いいです。

○原田委員長 じゃあ初日、3日に5人、そして4日の2日目に2人ということで決定します。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほど金繁委員が言われたように、視察の結果を受けて、全体の流れも含めながら、また検討していくべきかなと、私も思います。

○原田委員長 分かりました。

尾崎委員。

○尾崎委員 過去の、去年ちょうど6月の議会、調べたら、追加日程の日に議案審議もやっておりまして、今の会議規則上は、何ら問題はないのですけれども、金繁委員の提案のように、仮にやることになれば、会議規則のほうも併せて変更をしていかなければならないかなと思っております。

○原田委員長 それはまた検討します。

それでは、2日にわたって一般質問を行うということで、2日目の会議録署名議員が必要となってくるので、6月4日の会議録署名議員に3番の岡議員、そして4番の尾崎議員をお願いいたします。

それと、あと皆さんにちょっとお諮りしたいんですが、石川議員のほうから、この一般質問、ちょっとどうしても今回やりたいんやがということで、もう締切りは過ぎとったんですが、昨日やったですかね、申出がありました。この一般質問の申出をどうするか、ちょっと皆さんでこれ検討していただきたいんですが、石川議員からの申出がございましたので、ちょっと皆さんの御意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その、遅れた理由は何ですか。

○原田委員長 これは、事務局のほうに一応、最初に連絡あったんかな。

土居事務局長。

○土居事務局長 昨日、私、公務で出張中でしたが、石川議員より、先ほど委員長より御報告がありました案件につきまして御相談がございました。

石川議員がおっしゃられるには、議会運営委員会の開催日の前日が一般質問の締切りになっているケースが多いということで、確かにそうではあるんですが、こちらにつきましては、一般質問の通告の際、事務局のほうからＬｏＧｏチャットにて、サイドブックに掲載いたしましたのでということで通知を流した上で、サイドブックに掲載されている一般質問の通告の文書を確認していただくと、一般質問の提出締切日を明記しております。そちらにつきましては、全議員、既読されておりますので、事務局のほうでは御認識いただけているものと思っております。

事務局といたしましては、今後、今回の事案のような対策といたしましては、ＬｏＧｏチャットの本文上にも一般質問の提出期限を明記するなり、ＬｏＧｏチャットの全議員宛てにその都度更新しております今後の予定にも、例えば、今回でいいますと、５月７日でしたかね、一般質問通告、５月２５日、一般質問締切りというような明記をすればより一層、議員の皆様にも御確認いただけるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○原田委員長 ということです。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ということは、事務上の瑕疵もないし、例えばメールやったら、送信漏れというものもあるかもしれませんが、ＬｏＧｏチャットでやっとなら、通知は必ず行くので、ということを考えれば、手続上の瑕疵はなかったということになると思います。

やはり公平性とか、議会運営上の規律ということを見ると、石川議員だけを特別扱いするのはどうかなと思うので、これはやはり、次会に回してもらおうとか、そういう運用がいいのじゃないかなと思います。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 私も嘉喜山委員と同じ考えなんですけど、確認ですけれども、基本条例か規則等で、一般質問通告書の提出を開始する期日と、あと、締める、いつまでに提出してくれという部分もあれ、明記されておりましたかね。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 事務局から先ほどの尾崎委員の御質問に御回答いたします。

愛南町議会会議規則の第６１条、一般質問に関する条文がございます。そちらの第６１条第２項の条文に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない」と条文でうたわれておりますので、議長の定めた期間というのが、６月定例会の一般質問でいいますと、５月２５日ということになっております。

また、同会議規則、昨年、令和７年１２月に会議規則改正を行っておりまして、その会議規則上も、例えばＬｏＧｏチャットを利用して通知云々かんぬんというような、実情にそぐった会議規則の改正を行っておりますので、事務局といたしましては、対応はしていると認識しております。

以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 規則でも「議長の定めた期間」というところで、それに準じてもう通知もしとるわけなので、もうこれについては、検討の余地はないかと思います。

○原田委員長 ほかに御意見ございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 規則に定められているので、今回は仕方ないと思うんですけれども、一応その、例外を一切認めないものかどうか、事情があれば、例えば、やむを得ないような病気とかがあっ

たときというのは今後検討してもいいのかなという思いはします。というのはやっぱり、通告というのは今読み上げていただいたように、行政のね、ほうにするのではなくて議長にするもので、議会内のことなので、そこは。一般質問を一人でも多くしていただいて、行政のチェック機能を果たすという意味でも、例外は今後考えてもいいのかなという気はいたします。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 ちゃんと、きちんと規則どおりに通告、通知も文書で出されているので、今回は、まあ正当な理由というか、金繁議員の言われたように、例えば、急な不測の事態があったとか、そういう理由があれば、個々、検討することも必要かと思います。ただし、相当な期間がありますので、開始から。7日に通知があつて、提出期限が25日ということは、物すごく、それは慎重に、例外もあるとは思いますが、そういうことは慎重に検討していかんと、それだけの期間があつて、ということも考慮に入れる必要があると思います。

以上です。

○原田委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 私も同じ意見です。それで、今回はその期限が過ぎて提出したいということなんですけど、逆のパターンもあると思うんですよ。提出しとって、辞退したいというパターンもあるので、これはやっぱりその、この議運で、それ、正当な理由云々、それを認める認めないというのは、この議運でやっぱり最終決定というか、決めたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 それからもう一点、先ほどの議会の日程、これから議運で視察して、研究していくんですけども、この一般質問の提出締切りの日も、ほかの議会を見ていると、本会議が始まって、その中で一般質問の提出締切りがあるというところも結構あるようですので、まあその、愛南町の場合、比較的、相対的に、本会議が始まる1週間前ということで結構早いので、そこからいろんなことが起きて、ああこれも質問したいと思ったときにはもうできないという状況なので、それもまたほかの議会の日程も研究して、議会のチェック機能を果たすために最善の日程をまたここで検討できたらと思います。

以上です。

○原田委員長 またほかの議会を参考にしながら、それは検討していきたいと思います。

皆さん大体意見が出尽くしたので、決を採りたいと思います。

石川議員からの一般質問の申出、これはもう却下するというので、それに賛成の方は挙手をお願いします。

(発言する者あり)

○原田委員長 そう。いやいや、ごめん。認める方は挙手をお願いいたします。認める方。

(発言する者あり)

○原田委員長 そうそうそう。受付を認めると。

(賛成者挙手)

○原田委員長 分かりました。それでは、全員反対ということですので、これは却下をいたします。

また私のほうから石川議員には伝えて、また次回に回すなり、それを検討していただきたいと思います。

続いて、議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものが24案ございます。報告が2案、条例の改正が2案、財産が1案、補正予算が5案、同意が14案ございます。それでは、理事者提案に関する議案について、最初に総務課長より、条例、財産、同意の議案について説明を求めます。

濱総務課長。

○**濱総務課長** それでは、令和8年第2回定例会に上程する議案のそれぞれのポイントを簡潔に説明させていただきます。

なお、報告第1号及び第2号の案件、第45号から第49号議案の補正予算案件につきましては、山本企画財政課長が説明をいたします。

それでは、第43号議案からです。

愛南町地域コミュニティ施設の使用料に関する条例の一部改正について説明をします。

物価上昇等による諸経費の増加等により影響を受ける地域コミュニティ施設の安定的な経営を図ることを目的としまして、一部の施設の使用料を変更するものです。本案は、5月21日開催の議員全員協議会において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第44号議案、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について説明をします。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担の単価の一部を増額するため、条例の一部を改正するものです。本案も、5月21日開催の全員協議会において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、私が提案説明をします。

次に、飛びまして、第50号議案、財産の取得について（災害対応特殊救急自動車更新事業）を説明します。

本案は、平成22年度に購入した災害対応特殊救急自動車が16年を経過し、経年劣化等による支障が生じかねないため、車両及び資機材を更新するものです。本案は、2月20日開催の全員協議会において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、立花消防長が提案説明をします。

最後に、同意第1号から同意第14号、愛南町農業委員会委員の任命について説明をします。

本案は、現任の農業委員会委員14名の任期が令和8年7月19日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。本案も、5月21日開催の議員全員協議会において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、町長が同意第1号から同意第14号までを一括により提案説明させていただく予定です。

以上で私からの説明を終わります。

○**原田委員長** ただいま総務課長より説明がございました。

ただいまの件につきまして、何か御質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**原田委員長** ないですかね。

ないようですので、次に企画財政課長より、報告、補正予算の議案について説明を求めます。

山本企画財政課長。

○**山本企画財政課長** 私のほうからは、報告第1号、第2号、そして補正予算関連の議案の説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、愛南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明します。

2ページを御覧ください。

昨年度、繰越明許費として承認いただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、2ページから4ページのとおり、繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。29事業となっております。

当日は、私が説明をします。

続きまして、報告第2号、愛南町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明します。

2ページを御覧ください。

こちらは、下水道事業会計において繰り越した事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

当日は、谷岡環境衛生課長が説明します。

続きまして、第45号議案、令和8年度愛南町一般会計補正予算（第2号）について、6月補正予算概要説明書により説明します。

概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ5億8,237万9,000円を追加し、総額を176億3,025万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、説明書の7ページ、上段の表を御覧ください。

2款総務費は2,629万4,000円の増額、3款民生費は420万1,000円の増額、4款衛生費は2,565万2,000円の増額、6款農林水産業費は4億385万1,000円の増額、7款商工費は2,133万1,000円の増額、8款土木費は7,713万6,000円の増額、9款消防費は630万8,000円の増額、10款教育費は1,760万6,000円の増額となっております。

主な内容は8ページに掲載のとおりです。9ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

歳入につきましては、8ページ上段に掲載しておりますが、12款分担金及び負担金は260万円の増額、14款国庫支出金は8,974万2,000円の増額、15款県支出金は1億7,276万8,000円の増額、17款寄附金は50万円の増額、18款繰入金は7,593万9,000円の増額、20款諸収入は893万円の増額、21款町債は2億3,190万円の増額となっています。

主な内容は掲載のとおりです。

当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、第46号議案、令和8年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ4,164万9,000円を追加し、総額を26億9,464万9,000円とするものであります。

当日は、前田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第47号議案、令和8年度愛南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ258万1,000円を追加し、総額を32億4,958万1,000円とするものです。

当日は、大間知高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次に、第48号議案、令和8年度愛南町上水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正予算は、中段の表のとおり、水道事業収益及び水道事業費用はそれぞれ143万4,000円を追加し、合計を7億1,573万4,000円とし、資本的支出は1,967万9,000円を追加し、合計を7億3,307万1,000円とするものであります。

当日は、和田水道課長が提案説明をいたします。

次に、第49号議案、令和8年度愛南町下水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正予算は、下段の表のとおり、資本的収入に1,020万円を追加し、合計を1億3,582万5,000円とし、資本的支出に1,031万円を追加し、合計を1億8,962万6,000円とするものであります。

当日は、谷岡環境衛生課長が提案説明をいたします。

以上で私からの説明を終わります。

○原田委員長 ただいま企画財政課より説明がございましたが、何か御質疑ございませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○原田委員長 ありませんかね。

続いて、議会提案に関するものが1案ございます。条例の制定が1案です。

愛南町議会のハラスメント防止等に関する条例の制定について説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは事務局より、6月定例会に提出予定の議会発議議案、発議第2号、愛南町議会のハラスメント防止等に関する条例の制定について御説明いたします。

本件につきましては、去る5月21日の議員全員協議会におきまして、条例案及び関係例規等について既に全議員の皆様にご確認をいただいているところでございます。その際、全協の場でもお諮りいたしましたとおり、本案は議会運営の根幹に関わる重要な条例であることから、本町議会の慣例に倣い、議会運営委員会による委員会提出の形で手続を進めさせていただいております。サイドブックに掲載しておる議案書のとおり、提出者を議会運営委員会委員長、賛成者を議会運営委員会委員の皆様とし、来る6月3日の本会議に提出、上程したいと存じます。

本日この議運の場におきまして、6月定例会への提出議案として正式に御確認、御了承いただけますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○原田委員長 ただいま事務局長より説明がございました。

この件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田委員長 ないようですね。

次に、議案の審議方法なのですが、まず一括提案といたしまして、同意第1号から同意第14号の、愛南町農業委員会委員の任命についての14議案は、関連性があるため一括提案とし、質疑、討論、採決は別々にするということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、補正予算の質疑の……

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 すみません、提案ですけど、この前の宿毛等の議会を視察したことを踏まえて、補正予算についても一括提案では駄目ですか。

○原田委員長 一括提案。補正についてもということですか。

どうでしょうかね、事務局、どうでしょうかねこれ。今の嘉喜山委員の提案なのですが。

土居事務局長。

○土居事務局長 ただいま嘉喜山委員から御提案がありました件ですが、補正予算につきましては、説明者がそれぞれ、先ほど執行部より説明いただいたとおり、副町長以下、特別会計、事業会計、それぞれ担当課長が説明するようになっていきますので、その辺りがどうなのかなというふうには考えます。皆さんで御審議いただいたらと思います。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 まあ、当初予算とかの流れからしても、別に不都合はないのかなと私は思っているんですけど。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 宿毛市議会は、一応もう既に委員会制度を導入しているので、説明だけ受けて、その後しっかりとまた委員会に付託されて、委員会の中でそれぞれの予算について、補正予算について質疑、しっかりやり、その後にまた本会議に戻って議決するということなので、本会議の場で一括提案でも、混乱することはないと思うんですけども、うちの場合は本会議主義を採用まだしているので、補正予算についてこの本会議で説明していただく以外、説明を聞ける機

会がないんですよ。だからそういう意味では、ここでは、議運のメンバーではある程度お聞きすることはできますけど、ほかの議員にとっては、もう本番で、その場で説明を聞いて、すぐに審議、議決しないといけないという、非常に、説明、ただでさえ不足している中で、一括提案にされると、だあっとね、全ての補正予算の説明があるということで、ちょっと混乱するんじゃないかなと。委員会主義を待ってからにしてはどうでしょうか。

○原田委員長 金繁委員より提案がございましたが、もうそれで、どうですか、嘉喜山委員、どうですか。

○嘉喜山委員 いえ、特に反論はありません。

○原田委員長 まあ、今回まだ本会議主義なので、今までのやり方でやるということによろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 また委員会方式になったらまたそのときは考えるということで。

続いて、補正予算の質疑の方法ですが、第45号議案、一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、第46号、第47号議案の特別会計補正予算については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、第48号、第49号議案の事業会計補正予算については、予算書全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、請願・陳情等の取扱いについてですが、請願は出ておりません。陳情が陳情一覧表のとおり、2件出ております。この陳情等について御意見等がありましたらお願いいたしますが、どうでしょうか。この陳情2件。ないですかね。

(「なし」と言う者あり)

○原田委員長 ないようでしたら、議員に写しを配付することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、追加議案について、理事者提案について、財産が2案出ております。

総務課長より説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 これもさっきの全協で説明したとおり、先般のトイレカーの2件が不落になりましたので、その旨、先日説明したと思います。それが最終日に追加提案をさせていただきたいということです。

以上です。

○原田委員長 次に、議会提案について、事務局、何かございますかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 議会提案につきましては、議員派遣の件と、閉会中の所管事務調査継続申出を予定しております。

以上です。

○原田委員長 では、ここで執行部、退席をお願いいたします。

(執行部退席)

○原田委員長 次に、各委員会等の開催についてですが、まず議会運営委員会の開催日ですけど、ただいま総務課長より報告がございましたが、追加議案がありますので、また議会運営委員会を開催したいと思います。これが、この日にちをちょっと決定したいと思います。今日の朝という手もありますけど、どうでしょうかね、前日の11日に開催したいと思いますけど、皆さ

ん御意見どうでしょうか。構いませんかね、11日。いいですか。誰か都合の悪い方、おられませんかね。

（「大丈夫です」と言う者あり）

○原田委員長 大丈夫ですかね、はい。

時間は午前10時からでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○原田委員長 それでは、議会運営委員会を6月11日の10時から開催いたします。

そして最終日は9時半から朝礼を行います。その場合は事務局より連絡がございます。

続いて、会期中の常任委員会の開催なんですが、各常任委員会委員長は会期中にこの委員会の開催の予定はどうでしょうかね。今分かっている方がおられれば。

（「ないです」と言う者あり）

○原田委員長 ないですかね。広報もないな。

（「はい」と言う者あり）

○原田委員長 分かりました。委員会の開催の予定はございません。

次に、閉会中の常任委員会の開催なんですが、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は所管事務調査申出書を6月4日の17時——5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

あと、その他といたしまして、先ほど議案、どこまで議案を進めるかという、金繁委員より提案がございましたけど、初日とあと2日目は第45号議案、一般会計補正予算の提案説明までにとどめ、質疑、討論、採決は最終日の12日とするということによろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○原田委員長 ではそのようにいたします。

続いて、服装なんですが、申合せ事項のとおり、6月定例会は上着を着用しなくてよいということです。ネクタイの着用は自由ということをお願いいたします。

以上で協議内容は終わりますが、何かございませんかね。

事務局、ないですかね、いいですかね。

金繁委員。

○金繁委員 今回、ハラスメント防止条例が提出されて、これが議決されれば、県内で初めて、きちんとハラスメントの定義も入り、外部の客観的な機関で審査もできるという、かなり画期的な条例ができることになります。これも議長・副議長のリーダーシップと、事務局の非常に熱心な調査活動によって実現することになります。とてもうれしく思います。

その一方で、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律というのがあるんですけど、その中でまあ今申し上げた、ハラスメントへの対応、これはもう大きく進みました、愛南町議会。まだ課題としてあるのが人材育成、この法律の10条なんですけど、女性議会、模擬議会を実行するということが法律にも書かれています。

今回の視察の報告を見させていただくと、5月26日、27日、昨日までですかね、議長・副議長が研修を、女性模擬議会の取組をまさに受けてこられているので、うちの議会でも進めべく、取り組んでいけたらと思うんですけど、まずはこの情報を皆さんに共有していただければまた進みやすくなるかなと思ひまして、提案させていただきます。

以上です。

○原田委員長 ただいま金繁委員より、男女共同参画の、何か、全国大会でその講演があったんですか。研修。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 3つ項目があったんですけど、その最後にありました。で、共有というか、広報のほうで、私が編集担当ですので、その辺で共有できるかなというふうには思ってたんですけど

ど、内容は足りないかもしれないけど。資料はもらっていますので、それを共有するという
ことでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。ぜひパワポとか、問題なければ講師の方の、お願いします。
それをまあみんなに見ていただいて、また話し合いを始めていただければと思います。

以上です。

○原田委員長 じゃあ議会だよりで、一応報告はするということですね。じゃあ広報委員会、よろ
しくお願いします。

ほかにはありませんかね、何か。

(「ないです」と言う者あり)

○原田委員長 ないようでしたら閉会といたします。

副委員長、よろしくお願いいたします。

○鷹野副委員長 慎重審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、議会運営委員会を終了いたします。

委員長